様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2024年　11月　15日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） きゅうしゅうでんきほあんきょうかい  一般事業主の氏名又は名称　 一般財団法人 九州電気保安協会  （ふりがな）　　　　　　　うるま　みちひろ  （法人の場合）代表者の氏名 　 　　　　　漆間　道宏  住所　〒812-0007  福岡県福岡市博多区東比恵3丁目19番26号  法人番号　2290005013264  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「ＱＤＨビジョン２０３０」  「ＤＸ推進方針」 | | 公表日 | 2021年4月1日公表「ＱＤＨビジョン２０３０」  2024年7月1日公表「ＤＸ推進方針」 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 一般財団法人 九州電気保安協会のホームページにて公表  「ＱＤＨビジョン２０３０」  <https://www.kyushu-qdh.jp/qdh-vision/>  「ＤＸ推進方針」  <https://www.kyushu-qdh.jp/dx/> | | 記載内容抜粋 | ■企業経営の方向性  ＜抜粋＞「ＱＤＨビジョン２０３０」  ● ビジョンの実現に向けた基本方針  　４つの戦略  　　（中略）  【デジタル化戦略】  デジタルテクノロジーを活用し、点検技術の高度化・業務の効率化を図るとともに、新しい働き方（リモートワーク等）の推進に向けて、システム基盤の強靭化を図っていきます。  ● 2030年の「ありたい姿」  【技術力】  スマート保安（注１）の普及をリード、スマートコミュニティへ（用語説明参照）の参画などへ挑戦します。  ＜補足＞（注１）スマート保安とは  デジタル技術を活用した設備運用状況の遠隔監視を行い設備の高経年化（適切な設備更新など）などへの対応に取組むこと。  ■情報処理技術の活用の方向性  ＜抜粋＞「ＤＸ推進方針」  ● ＤＸの実現に向けた推進方針  (1)「ﾋﾞｼﾞﾈｽモデルの変革」と「組織文化の変革」の両輪でDXを推進します。  「ビジネスモデルの変革」  データの活用が可能となるツールを職員一人ひとりに導入し、データに基づいた分析や日常業務の改善・工夫を積み重ねていき、全社横断で既存業務のデジタル化を進めることによって、全社に共通する課題を組織的な戦略として解決する変革に繋げていきます。  また、当協会が持つビッグテータを分析し、お客さまが求められる提案（設備更新・省エネなど）や、お客さまの声を解析した、新たなお客さま価値向上（新サービス・新規事業の創造）に資する取り組みを、展開していき　　ます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 理事会の承認を経て公表  ＜補足＞  理事会は全ての理事で構成され、法人の業務執行の決定等が行われる。（一般財団法人に関する法律第90条）  株式会社における取締役会に相当する。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「ＤＸ推進方針」  「当協会は、ＤＸ戦略を本格的に推進することとしました」 | | 公表日 | 2024年　7月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 一般財団法人 九州電気保安協会のホームページにて、  「ＤＸ推進方針」を公表  <https://www.kyushu-qdh.jp/dx/>  「九州電気保安協会からのお知らせ」にて公表  <https://www.kyushu-qdh.jp/news/45800/> | | 記載内容抜粋 | ■企業経営の具体的な方策（戦略）  ＜抜粋＞「ＤＸ推進方針」  ● 九州電気保安協会のＤＸ  ＱＤＨビジョン2030 の基本戦略である「デジタル化戦略」を、ＤＸの柱と位置づけ、ＡＩ・ＩｏＴなどのデジタル技術やビッグデータの活用を推進し、業務改善や新規事業創出だけでなく、現在の仕事のやり方からの脱却や企業風土の変革を目指し、お客さま価値向上に努めていきます。  ● ＤＸの実現に向けた推進方針  (2)ＤＸを継続して推進するため、具体的に５つの柱を揚げ展開していきます。  【５つの柱の推進内容】  １．データ活用の推進  データの重要性を認識し、新サービスの創出やサービス品質向上に欠かせない要素であり、ダイナミックな運営を目的にデータに基づいた戦略を考え実行する、データドリブン（データ重視）経営を推進します。  ２．デジタル技術を活用した業務改革  多くのデータを分析することでデータから新たな気づきを得、既存事業の拡大や新規事業の挑戦を行っていきます。  ■情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）  ＜抜粋＞「当協会は、ＤＸ戦略を本格的に推進することとしました」  １．データ活用の推進  既存事業のデータ活用を目的に、データ活用基盤を充実し多角的な分析（可視化）を進め、より効率的に高いアクションに繋げ顧客価値向上を目指します  　また、お客さま設備の遠隔監視（スマート保安）によるサービス品質向上や顧客価値向上を目的としたお客さまニーズの情報収集、紙データの電子化による新たなデータ収集・蓄積を進め、データ分析（何かを導き出す）から新商品・サービスの創出も取組みデータに基づいた事業を展開します  ２．デジタル技術を活用した業務改革  職員一人ひとりがデジタル技術を駆使し「データを活用した変革」が、いきいきと自律性を発揮しながら実現できる専門性を必要としないデジタルツールを全社展開し取組みを推進します  　基幹システムと連系し、従来BIツールからのデータ抽出、職員によるExcelなど関数やマクロを駆使した集計や分析に掛かる作業時間の短縮や属人化を無くし、業務効率化と品質向上を図る業務改革を推進します  　また、遠隔監視（スマート保安）で得られた設備運用データや新たなデータ（ペーパレス化、ニーズなど）を蓄積し、既存事業のデータと合わせ分析することで、既存事業の拡大、新事業への挑戦も推進していきます | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 理事会の承認を経て公表  ＜補足＞  理事会は全ての理事で構成され、法人の業務執行の決定等が行われる。（一般財団法人に関する法律第90条）  株式会社における取締役会に相当する。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「ＤＸ推進方針」  <https://www.kyushu-qdh.jp/dx/> | | 記載内容抜粋 | ● 方針の詳細  【ＤＸ推進体制】  （体制図を基に補足説明）  最高DX推進責任者を理事長が務め、直属のDX推進総括（事務局）を配置し、本部各主管部を支援する。また、各主管部の部長をDX推進責任者、グループ長をDX推進担当者として任命し、主体的に取組む体制を構築して推進します。  ● ＤＸの実現に向けた推進方針  (2)ＤＸを継続して推進するため具体的に５つの柱を揚げ展開していきます。  【５つの柱の推進内容】  　（中略）  ４．人的資本経営の推進  持続的な企業価値の向上には人が競争力の源泉であるため、人財の潜在力を見出し活かし、育成する組織文化の変革を推進します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「ＤＸ推進方針」  <https://www.kyushu-qdh.jp/dx/> | | 記載内容抜粋 | ● ＤＸの実現に向けた推進方針  (2)DXを継続して推進するため具体的に５つの柱を揚げ展開していきます。  【５つの柱の推進内容】  （中略）  ５．ICT・IOT基盤の構築  最新のデジタル技術や膨大なデータを活用できるシステムの構築に向けて、レガシーシステムの更新やシステム構成の見直しなどを行い、拡張性に富み運用できる基盤を計画的に構築していきます。  また、最新の情報通信技術(ICT)とインターネット・オブ・シングス(IOT)を活用し、電気保安業務の品質と安全性の向上も目指します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「当協会は、ＤＸ戦略を本格的に推進することとしました」 | | 公表日 | 2024年　7月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 一般財団法人 九州電気保安協会のホームページで、  「九州電気保安協会からのお知らせ」にて公表  <https://www.kyushu-qdh.jp/news/45800/> | | 記載内容抜粋 | ● ＤＸ戦略の観点から中期経営計画に準じ指標を設定  多くのデータを分析することでデータから新たな気づきを得、既存事業の拡大や新規事業への挑戦を戦略的に推進する、データドリブン経営を展開し目標達成に向け取組みます  また、働き方改革や業務効率化などの取組みを推進し、生産性の向上を目指します  上記のデジタル技術を活用した業務改革により、具体的な指標として、以下の項目を目標設定しました   1. 収益目標（伸び率） 2. 利益の確保（利益率） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　7月　1日 | | 発信方法 | 「ＤＸ推進方針」  <https://www.kyushu-qdh.jp/dx/> | | 発信内容 | 協会ホームページのお知らせ、及びＤＸ推進方針に理事長からのメッセージを発信しています。  ●「理事長メッセージ」  ステークホルダーの皆さまに、協会としてDX戦略を本格的に推進することを周知するとともに、理事長の決意と思いをメッセージとして発信  ・ＤＸプロジェクトを通じて、２つの目標を達成することを目指します。  １．業務効率化とビジネスモデルの変革  データ活用や分析による既存事業の業務効率の向上を図るとともに、最新のデジタル技術を活用した、スマート保安などの新たなサービスの創出によるビジネスモデルの変革をスピード感をもって推進します。  ２．人財育成の推進と組織文化の変革  DXの推進を契機に、デジタルスキル習得のための研修などを積極的に実施し、職員のスキルアップを支援するための人的資本経営を推進。また、職員一人ひとりの主体性と創造性を引き出し、積極的なチャレンジにつながるような、組織文化の変革を推進します。  今回のDXプロジェクトの取り組みは、大きな挑戦であり、同時にチャンスでもあります。私たちは、今後とも職員一丸となって、電気保安という基盤事業の更なる発展を通じ、お客さま価値向上と地域社会の発展に貢献できるよう、真摯に取り組んでいきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　7月頃　～　2024年　8月頃 | | 実施内容 | ●「DX推進指標自己診断フォーマット」により課題を把握し、IPAの自己診断結果入力サイトより提出。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年　7月頃　～　2023年　10月頃 | | 実施内容 | 〇情報セキュリティ規定  ●全ての役員及び職員等に対し、情報セキュリティに関する基本事項を定め、高い情報セキュリティレベルを確保することを目的に制定しています。  ・ 情報セキュリティの管理体制  情報セキュリティの総括管理責任者を常務理事が務め、本部・支部・事業所に管理責任者・総括取扱い責任者・取扱い責任者とした管理体制を構築し、高い情報セキュリティレベルの確保に努めています。  〇内部監査要領  ●セキュリティ監査については、内部監査規定に定める内部監査の具体的な取組として内部監査要領を定め、毎年計画を策定し実施しています。  ・監査目的  業務が法令及び規定文書に基づき適正に行われているか等が満たされているか明確にするために実施しています。  ・監査手続きの概略  「内部監査・フォローアップ監査実施フロー」を参照  ・内部監査結果の処理  内部統制監査室長は、内部監査終了後その結果を部長会及び経営幹部合同会議に報告し、不適合是正処置が必要な場合は改善処置を行います。  〇 ２０２３年度内部監査の実施について  ・監査対象  2023年度重点項目として、「情報セキュリティ」についても引き続き実施しています。  ・監査の実施期間  2023年7月上旬～１０月下旬にかけて、本部・支部・事業所の計３５箇所を対象に実施しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。